

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年8月9日（水）15:00～15:25
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 岸 博幸 | 慶応義塾大学大学院教授 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 委員 | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |

<関係省庁>

- | | |
|-------|-------------------|
| 永田 雄樹 | 出入国在留管理庁政策課政策調整室長 |
|-------|-------------------|

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 河村 直樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 外国人創業活動促進事業の全国展開について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。

本日の議題は、「外国人創業活動促進事業の全国展開について」ということで、出入国在留管理庁にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、事務局及び出入国在留管理庁から提出されておりました、公開予定でございます。

本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方でございますが、まず、事務局から10分程度説明をさせていただき、続いて、出入国在留管理庁から15分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によりまず質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。それでは、「外国人創業活動促進事業の全国展開」につきまして、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、出入国在留管理庁、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速、事務局から御説明をお願いいたします。

○菅原参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官の菅原と申します。まず私のほうから、いわゆる特区スタビザとコワーキングスペースの特例の両制度の現行制度の概要と運用状況等について御説明申し上げます。

事務局提出資料の2ページを御覧ください。いわゆる特区スタビザの概要でございます。左上になりますが、この特区による制度ができる前は、創業のために入国するには、入国前に事業所の確保、500万円以上の出資金等の要件確認が必要でございました。これは国家戦略特区における特例としまして、自治体が事業計画を認めれば、入国時の要件確認を6か月間猶予できるといった特例でございます。

これまでの実績につきましては、資料の3ページを御覧ください。平成27年度の運用開始以降、13の自治体で本制度が活用されておりまして、右下にございますとおり386名の外国人の方が創業人材として入国されております。

続いて、コワーキングスペースの特例の制度を御説明申し上げます。資料の4ページを御覧ください。左上になりますが、特区による制度ができる前は、特区スタビザを活用した場合でも、入国から6か月以内に事業所を確保することが要件とされておりまして、この事業所の対象としては、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められておりませんでした。これを国家戦略特区における特例としまして、一定の要件を満たせば、1年間に限って自治体が認定するコワーキングスペース、シェアオフィスでも事業所として認めるといった特例でございます。

これまでの実績につきましては、資料の5ページを御覧ください。令和5年3月31日時点で九つの自治体で活用されておりまして、28施設が認定され、10件の利用実績がございます。

資料の6ページを御覧ください。今年の6月1日の国家戦略特区諮問会議における規制改革事項としまして、この特区スタビザとコワーキングスペースの特例のそれぞれの全国展開について、今年度中を目途に結論を得る、あるいは今年度早期に結論を得て、所要の措置を講ずるといったことが盛り込まれております。

資料の7ページと8ページは参考資料になりますが、昨年の特区ワーキングにおける議論を経まして、昨年12月に経済産業省のスタビザ制度、これは参考資料の8ページ目についておりますが、この経済産業省のスタビザ制度と特区のスタビザ制度を併用できること

としております。

事務局からの説明は以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、出入国在留管理庁のほうから御説明をお願いいたします。

○永田室長 出入国在留管理庁です。

制度の概要や運用状況については、今、内閣府から説明がありましたので、割愛させていただきます。

具体的にどういう方向で検討しているのかということで、出入国在留管理庁提出資料の2ページ目です。今、要するに本体の創業人材の受入れに関する入管法の特例と、下のほうの緑部分、ここがコワーキングスペースの特例と言われている部分で、「経営・管理」の在留資格を得るには、このコワーキングスペースは、独立性のない区画ということなので、通常であれば、事業所の確保の要件を満たさないことになります。ただ、創業に当たっては、こういったコワーキングスペースであるとかシェアオフィスの形態も認めてほしいということで、そういったところも勘案して、現状の制度では、特区スタビザのほうでは最大1年間はここの部分について、コワーキングスペースでも良いということで在留を認めているという状況になります。

この特例については、令和2年3月に導入されていて、今の運用状況は内閣府の説明のとおりなのですが、規制改革実施計画において、これの全国展開について検討して早期に結論を得ることとされています。

次のページをめくっていただきたいのですが、3ページです。現行制度は、経済産業省の事業とか特区の事業があつていろいろ複雑なところもありますので、図解させていただきました。まず、ここで言われているところのコワーキングスペースの特例の全国展開、これを今検討しようということなのですが、それに当たっては、そもそも国家戦略特区における外国人創業活動促進事業（特区スタビザ）自体を全国展開するというのも実は同時に要望されておりますので、その意味では、本体の特区スタビザのほうとコワーキングスペースの特例を同時に全国展開したいと考えているところでございます。そのほうが外国人起業家にとっての分かりやすさとか制度の分かりやすさ、使いやすさ、利便性の向上の観点からふさわしいと考えています。

その上で、規制改革ではなくて新資本主義実行計画のほうでは、経済産業省事業の外国人起業活動促進事業（経済産業省スタビザ）の最長在留期間をもっと延長できないかということも議論されておりますので、それらの特区の事業と経済産業省スタビザとコワーキングスペースに係る特例を全てまとめて一本化した上で全国展開したいと考えています。そのほうが分かりやすく、外国人起業家の利便にかなうと考えているところでございます。

具体的には現行制度の中で、一番上が特区の事業で、2番目が経済産業省スタビザで、2+1と書いてあるところが昨年12月に措置させていただいた経済産業省スタビザを使っ

た起業家の方々について、さらにこの特区の事業を加えることによって合計1年6か月という猶予期間ができております。それに加えて、コワーキングスペースの特例ということで、期間だけで見ると2年間、猶予期間があるというふうに考えていただいて、これが現状での最長の猶予期間となります。

その上で、次の4ページを開けてください。全国展開後にどうなるかという黄色のところなのですが、全体として2年間に延長するという事で統一化を図りたいと考えております。具体的に言うと、2+1のところでは最長1年間の猶予というのがあって、黄色の網かけで6か月猶予で1年6か月、今はそれが最長で、それに加えて、コワーキングスペースの特例があるということで、これを全部まとめて2年間というふうにして、コワーキングスペースは特例の2年間の中に含ませる形にします。上のほうに小さく書いております「経営・管理」の通常の要件のところに、要件①で事業所の規模（2人以上の常勤職員または500万円以上の出資金等）、要件②で事業所の確保（コワーキングスペース等は含まれない）とありますが、この二つとも満たさない状態であっても、最大2年間在留しても構わないというような措置にしたい。そのように一本化したいと考えておりますので、その意味では、コワーキングスペースだけではなくて、要するに事業所の確保要件と事業所の規模も完全には満たしていない場合であったとしても、この全国展開後の措置で最長2年間は在留していただくことが可能という措置を講じたいと今検討しているところでございますので、その方向で関係省庁、内閣府や経済産業省と調整を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見があればお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。全国展開について進めていただいているということで、これはワーキングの中でもこれまで出てきた出資金の点であったり、事業所なども含めて考慮していただいている点は評価させていただくべき点と思っております。

そういった意味では、全般的にはよい方向で議論していただいていると思っておりますが、その中でいくつかお伺いしたいところがございます。一つが、まず全体的なスケジュールの点について、どういう形で進めていかれるかです。比較的早めに実施していただきたいと考えておまして、スケジュールの見通しについてお伺いしたいというのが一つです。

二つ目は、要件の検討についてですが、やはり経営管理の中で、コワーキングスペースを要件の中に読み込めるようにしていくことも重要ではないかと思っております。実際に日本のスタートアップの中にはありますし、スタートアップに限らずコワーキングを会社が使うことはかなり見られる光景になってきているところではあります。こういったものを事業

所として認めていっていただくことができないかや、また、規制改革推進会議でも会議に出させていただいておりますが、そちらのほうでも新株予約権についての評価も議論しておりました。こういった規制改革推進会議でも議論しているような論点もあったかと思えますので、こういった点もさらに今後整理していただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上2点です。

○中川座長 ありがとうございます。

3点御質問がございましたけれども、出入国在留管理庁、いかがでしょうか。

○永田室長 出入国在留管理庁です。スケジュールに関しては、規制改革実施計画の中で令和5年度早期に結論を得て所要の措置を講じると書いてあるので、まず結論を得たいと考えており、今提案させていただいているこの内容で皆さんがよろしければ、そういう方向で経済産業省や内閣府と調整して、進めたいということです。ただ、具体的にいつからというのは、この時点で申し上げられなくて申し訳ないのですが、できるだけ早くやっていきたいというのが現時点でのスケジュール感になります。

その他、2番目、3番目の御質問に関しては、確かにおっしゃるとおり、いろいろ状況の変化といいますか、例えばコワーキングスペースの重要性が増していく中で、あるいは新株予約権等の様々な資金調達の状態というのが増えていく中で、柔軟に対応できる面については、そういったところも踏まえて、今後検討させていただきたいと考えておりますので、引き続き、御助言等をいただければ大変助かります。よろしくお願いいたします。

○落合座長代理 ありがとうございます。そうしましたら、期限の点については、できる限り早めにとっておりますが、一定程度スピード感を持っていただくことと、要件を新しく整理していくこともあるとは思いますが、一回で全部見直しができるかどうかはあると思います。仮に早めに進めていくということで、まず一つ措置をしてという場合でも、今議論させていただいたような点など、起業や経営の最近の実態を踏まえて、さらなる見直しも早いタイミングで、行っていただくようお願いできればと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

堀委員、お願いします。

○堀委員 御説明ありがとうございます。今ちょうど映していただいている出入国在留管理庁提出資料4ページの図との関係で、1、2、2+1というふうにならざるにそれぞれ措置の内容や事業の内容が異なることによって、在留資格がまちまちになっていたり、年数の猶予期間が違っていたりというところを、全国展開後に関しては、外国人起業活動促進事業に一本化し、一つの制度として進めていただくとの御説明をいただきました。全国展開の案をいただいたことについては大変分かりやすく、是非お進めいただきたいと考えております。

提出資料にある在留資格で(P)となっているところですが、これは特定活動として認

めるのか、経営管理として認められるのか、そこはまだ決まっていないということなのか。ちょっと（P）の趣旨をお伺いしたいということと、本邦大学卒業後の起業活動と比較して、少なくとも遜色ないようにというようなことで並べていただいているのかと思っておりますが、この全国展開のときの一本化の制度のイメージについて、現状でお考えのことがあればお聞かせいただければと思います。

○中川座長 出入国在留管理庁、お願いいたします。

○永田室長 ありがとうございます。在留資格の（P）の部分は先生の御指摘のとおり、ここは「特定活動」にするのか、「経営・管理」にするのか、その名前というか、どういう形にするか、そこだけ決まっていないということで（P）になっております。内容的にはどちらでも同じ活動ができるので、そのどちらにするかというところが決まっていなだけなので、そこは庁内で議論を続けていきたいと考えています。

それから、2点目の件は、ここは本邦大学卒業後の起業活動で最大2年、それに合わせた形で、最長の期限で一本化させていただくということで、起業家の方々がより活動しやすいようにということでやらせていただく予定でおります。制度が二つあってなかなか分かりにくかったというところもあるのですが、そこを一本化することによって外国人の方がもう少し分かりやすく、かつ利便性を高める形で利用させていただくということで、より一層の活用を見込みたいと期待しているところでございます。

以上です。

○堀委員 よく分かりました。この制度については期待も大きいところだと思っておりますので、是非この全国展開に向けた措置の拡充について早期に進めていただければと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに発言を求める委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

安田委員、お願いします。

○安田委員 今の堀委員とのやりとりにも少し関連するのですが、まず、全国展開を見据えて進めていただいているところは非常に頼もしく感じますし、制度を非常に単純化するというのも重要だと思います。

その上で、この要件が二つありましたね。元々①と②があって、これは個人的な見解にもなるのですが、要件①は一定の猶予期間の後に満たされなければならないと。今お進めいただいているものでも、全国展開で2年までは猶予するけれども、その先は必要になる。これは理解できるポイントで、要件①が満たされているときに、要件②の事業所の確保で、現状ではコワーキングスペースなどは含まれないということになっているのですが、これはどの程度重要なのかなというのは若干疑問を感じます。①が満たされているのであれば、仮にコワーキングスペースで3年目以降続けられていても、これは在留資格があってもいいのではないかという気もするのです。

なので、ポイントは何かというと、現状では含まれないコワーキングスペースを、これは今すぐという話ではないかもしれないですが、事業所とみなしていく、あるいは要件①が見たされているのであればコワーキングスペースでも2年を超えてこの在留資格を延長するという発想もあっていいのかなというのを個人的には感じております。

いずれにしても、順番としては、まず全国展開で2年までの猶予を原則にお進めいただくほうが先かとは思うのですが、このコワーキングスペースの扱いについても、今後、少し柔軟な形で御議論いただければなと感じました。

私からは以上です。

○中川座長 出入国在留管理庁、いかがでしょうか。

○永田室長 御意見ありがとうございます。先ほど落合委員のほうからも同じような御意見があったかと思えます。これは昔からある要件で、「経営・管理」はそれなりに悪用とか濫用されるような在留資格でもあり、また、要件自体が実はそれほど厳しくはないという形で、それがこれまで継続しているということだと思えますが、確かにそういったコワーキングスペースに係る委員の皆様の御指摘も踏まえて、今後、検討はしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○安田委員 どうもありがとうございます。

○中川座長 ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

○阿曾沼委員 阿曾沼ですが、よろしいでしょうか。コワーキングの件でございますが、悪用、濫用というのは当然色々懸念点があると思えますが、大きな懸念点として具体的に何か挙げるとすれば、どんなことが議論の対象になっているのでしょうか。

○中川座長 出入国在留管理庁、お願いします。

○永田室長 コワーキングスペースの悪用・濫用に関して具体的に何かというのを実際に承知しているわけではありませんので、その意味では、新しい形態のものとして今後どのような形でできるかというのは検討が必要だと思っています。ただ、コワーキングスペースということで、一種の独立していない状態での運用ということになる、そこに若干昔から懸念があるということなのだと思いますので、その辺、具体的にどういう悪用ケースがあるのかとか、濫用があれば、そこは調べた上で検討したいと考えております。もっとも、現時点で実際の悪用事例とかは承知しておりません。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。自治体が認定している場所であり、なおかつ登記が可能であるということでもありますので、前向きに御検討いただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○中川座長 ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

出入国在留管理庁の今回の御提案につきましては、ワーキングの全体として非常に分かりやすく、それから、単なる全国展開以上の拡充も含めた御対応をいただいていると、非常に感謝しております。それに加えて、落合委員、安田委員、阿曾沼委員などからいただ

きましたように、事業所の定義そのものを検討するとか、あるいは有償新株予約権に関して規制改革委員会で進んでいる議論なども御検討いただくということですので、引き続き、御議論いただくようお願いいたします。

まずはこの全国展開を迅速に進めていただくことを要望して、本日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。